



岡崎市告示第 316 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって
汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 8 月 14 日

岡崎市長 柴田 紘



1 指定する区域

岡崎市羽根町字鰻池 41 番地、54 番地、81 番地及び 84 番地の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項に適合していない特定
有害物質の名称

ほう素及びその化合物